

障第1210号  
令和3年1月28日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定  
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改  
正する省令の公布について（通知）

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
なお、省令の改正に伴う関係する県条例の改正については、改正手続の完了後にお知らせし  
ます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		